



平成30年2月16日

村民各位

西目屋村長 関 和 典  
( 公 印 省 略 )

## 西目屋村国民健康保険保健事業実施計画（案）に関する意見募集について

各位にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）により、西目屋村国民健康保険事業実施計画（国保データヘルス計画）を策定するため、村民の皆さまからの意見等を下記のとおり募集します。

### 記

1. 国民健康保険保健事業実施計画（案）とは  
保険者が、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを計画したものです。  
  
※PDCAサイクル（4つ）  
Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）→Planへ戻る
2. 募集期間 平成30年2月23日（金）から平成30年3月9日（金）まで
3. 意見等を提出できる方 村内に住所を有する方
4. 計画（案）の閲覧 （※平成30年2月23日（金）から閲覧可能です）  
西目屋村ホームページ、役場住民課福祉係窓口にて閲覧できます。
5. 意見等の応募用紙、提出方法  
西目屋村ホームページか役場住民課福祉係にある応募用紙、または、任意の応募用紙（住所・氏名・電話番号・意見等を記入したもの）を役場住民課福祉係へ直接持参する、もしくは、郵送・FAXなどにより提出してください。
6. 担当・意見等の提出先  
〒036-1492 西目屋村大字田代字稲元144  
西目屋村役場 住民課福祉係 保健師 成田  
電話：85-2804（直通） FAX：85-2590